

市議会3月定例会で46年度一般、特別会計予算のほかに当局から提案された富士市河川条例、公害対策審議会条例なども議決されました。可決された主なものは次のとおりです。

国保税の納期が 年6回に

国民健康保険の納税方法と、任意給付の「葬祭費」の支給額が改正され4月1日から実施のはこびとなりました。

富士市の国民健康保険税は、いままで年税額を10回(10期)にわけて納めていただいていたましたが、新年度からは6回(6期)になります。

従来は国保税の計算のもとになる市民税の所得割額が判明するまでの間は、仮

算定といつて、その人の前年の国保税の2分の1を5回にわけ、4月から8月の5期に納めていただきました。そして、本算定がきまると、本算定と仮算定を差引き計算して、その分を9月から1月までの5期に納めていただきました。

この仮算定と本算定の2本立方式は、被保険者(納税者)にとつて、まぎらわしい点が多く、自分の保険税額が一体いくらののか、わかりにくい点がありました。このため、新年度からは本算定一本とし8・9・10・11・12・1月の6回(6期)にわけて納めていただくことになりました。

従つて、10回のものが6回になるので1回の納税負担額が0.66倍程度あがることとなりますので、被保険者のみなさんのご理解をお願いいたします。

また、国民健康保険の被保険者が死亡した時の(死亡の届出の際支給)葬祭費は、いままで3000円でしたが、今月から6000円に引き上げられました。

これは、この種の他の制度を勘案し引き上げたもので、県下では富士市がはじめてであり、支給額も最高です。

限度額の改正

今国会に上程されていた、地方税法の一部改正案が、3月24日可決決定いたしました。このうち国民健康保険税に関係あるものは次のとおりです。

国民健康保険税の課税限度額を8万円(現行5万円)に引き上げる。

公害対策審議会を設置

富士市公害対策審議会条例が制定されました。審議会は、公害対策に関する基本的事項を調査審議するための市長の諮問機関です。

委員には市議会議員、知識経験者、企業者及び企業者団体、住民代表などから30人以内を選んで、市長が委嘱します。委員は5月の上旬ごろ決まりますが任期は委嘱の日から2年間です。

なお、審議会の中に大気汚染水質汚濁を重点的に調査するための専門部会を設けます。また審議会の答申にもとづいて、現在市と大手企業の間で結んでいる公害防止協定の再協定なども行ないます。

母子センターの使用料が変わる

母子健康センターの入所料や分べん料などの使用料が、4月1日から変わりました。

これまで、入所料は1日200円でしたがこんどの改定で300円に、7日分のもく浴料を含んだ分べん料は6000円が8000円になりました。分べん料は双子(ふたご)の場合5割増しになります。また食費は1日350円が450円になりました。

このほか、市外者施設使用料は、1回につ

き4000円が6000円になり、入所料、分べん料なども市内居住者より高くなっています。

【写真は鷹岡の母子健康センター】



1・2級河川を除いた河川沼地、貯水池、堤防、護岸などで工事を行なう場合の許可や、汚水を防ぐために富士市普通河川条例を制定しました。

したがって、これらの場所で流水、敷地を占有すること、敷地に工作物(出入口の橋なども含む)をつくつたり除却したりするとき、土砂などの採取、工場または事業場の汚水、廃液などを排出する場合は、市長の許可を受けなければなりません。

使用許可を受ける人は、使用目的や場所、期間などを書いた許可申請書を市長に提出します。

砂利採取や工場排水を規制

市普通河川条例を制定

許可を受けた人は、許可期間中見やすい場所に住所、氏名、許可年月日、許可番号、目的などを標示しなければなりません。また、権利義務を移転するときには市長の承認がなければできません。

このほか、市長は必要に応じて原状回復命令、許可の取消し、条件の変更、立入検査などを行なうことができます。

市長は許可を受けた人から、流水・土地占用料や土石採取料、その他産物採取

料を徴収します。

料金は土地占用料をみると、たとえば広告板を1平方メートル以内につくつた場合は、180円、広告塔は280円、電柱は1本280円など、

それぞれの用途に応じた使用料が定められています。

この条例に違反し不正行為を行なつた場合は、罰金や懲役などに処せられます。なお、すでに県の許可を受けて使用している人も、県の条例は昨年9月に廃止されていますから、市の条例にもとづいて改めて申請し許可を受けてください。担当課は、建設部管理課(内線345)です。